

京都市告示第 451 号

景観法第 19 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成 19 年 3 月 30 日

京都市長 榎本頼兼

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
木村邸(木村不動産鑑定事務所)	京都市上京区中立売通黒門東入役人町241番地2
和田邸	京都市下京区新町通花屋町下る東若松町832番地
小川邸(文齋窯)	京都市東山区五条橋東六丁目501番地及び502番地
山本邸(仁風庵)	京都市上京区中立売通西洞院西入三丁目446番地
西島邸	京都市中京区車屋町通夷川上る少将井御旅町352番地及び356番地
林邸	京都市上京区今出川通七本松西入ル真盛町742番地1
勝間邸	京都市上京区烏丸通上立売上る柳岡子町337番地
林孝太郎造酢(京西陣孝太郎の酢)	京都市上京区新町通寺之内上る二丁目道正町455番地
富田屋(西陣暮らしの美術館)	京都市上京区大宮通笹屋町下る石薬師町697番, 700番合地
岡田邸(岡平)	京都市伏見区村上町392番地1
澤井醤油本店	京都市上京区中長者町通新町西入仲之町292番地
荒木邸(旧林家住宅)	京都市北区紫竹西南町17番地1
下村邸	京都市伏見区醍醐落保町53番地

(都市計画局都市景観部都市景観課)